

# 有機溶剤健康診断の説明

有機溶剤健康診断は、次によりその実施が義務づけられています。

## (1) 対象者 (安衛法第 22 条第 1 項 6 号)

第一種有機溶剤、第二種有機溶剤を使用して、有機溶剤業務に常時従事する労働者が対象です。なお、第三種有機溶剤を使用する労働者については特殊健康診断の対象とはなりません。一部の屋内業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施しなくてはなりません。

## (2) 実施時期

有機溶剤健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時およびその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期に実施しなければなりません。

## (3) 健康診断の内容

ア. 有機溶剤健康診断検査項目 (表 1)

表 1 有機溶剤健康診断検査項目

[必ず実施すべき項目]

1. 業務の経歴の調査
2. 作業条件の簡易な調査
3. ①有機溶剤による健康障害の既往歴の調査  
②有機溶剤による自覚症状または他覚症状の既往歴の調査  
③④の既往の検査結果の調査  
④有機溶剤による 5~8 及び 10~13 に掲げる異常所見の既往の有無の調査
4. 自覚症状又は他覚症状の有無の検査
5. 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査
6. 肝機能検査【AST (GOT)、ALT (GPT)、r-GTP】
7. 貧血検査 (赤血球数、血色素量)
8. 眼底検査

このうち、5~8 は、一定の有機溶剤または有機溶剤含有物に限る。

[医師が必要と認めた場合に行う検査]

9. 作業条件の調査
10. 腎機能検査 (尿中の蛋白の有無の検査を除く)
11. 肝機能検査 (6 の場合を除く)
12. 貧血検査 (7 の場合を除く)
13. 神経内科学的検査

イ、表1の4の自覚症状又は他覚症状の有無の検査は、表2に示した項目を検査することになっております。

表2 自覚症状・他覚症状の有無の検査

1.頭重 2.頭痛 3.めまい 4.悪心 5.嘔吐 6.食欲不振 7.腹痛
8.体重減少 9.心悸亢進 10.不眠 11.不安感 12.焦燥感
13.集中力の低下 14.振戦 15.上気道又は眼の刺激症状
16.皮膚又は粘膜の異常 17.四肢末端部の疼痛 18.知覚異常 19.握力減退
20.膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21.視力低下 22.その他

ウ、表1の5の尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査は、表3に示したトルエン、キシレン等5溶剤について、必ず実施する項目として尿中代謝物の量を測ることになっています。

表3 代謝物測定対象有機溶剤とその測定代謝物

有機溶剤の種類	検査内容
トルエン	尿中馬尿酸
キシレン	尿中メチル馬尿酸
1・1・1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸または総三塩化物
N・N-ジメチルホルムアミド	尿中 N-メチルホルムアミド
ノルマルヘキサン	尿中 2・5-ヘキサンジオン

#### (4) 管理区分について

有機溶剤健康診断結果の管理区分は表4のとおりです。

尿中代謝物、肝機能検査、貧血検査等の判断基準は、当協会の判断基準を用います。

表4 有機溶剤健康診断結果の管理区分

管理区分	条件	措置
A	A1 検査項目のすべてが正常範囲であり、有機溶剤による自他覚症状が認められないもの	特に必要としない
	A2 ① 有機溶剤による暴露が軽度、または中等度に認められるが、使用溶剤による自他覚症状等が認められないもの ② 使用溶剤による自他覚症状等が軽度に認められるもの	① 作業に注意 個人防御励行 ② 必要な場合は、作業環境検討
B	B1 ① 有機溶剤による暴露が軽度、または、中等度に認められ、使用溶剤による自他覚症状等が認められるもの ② 使用溶剤による自他覚症状等が著明に認められるもの ③ 有機溶剤による暴露が高度に認められるが、使用溶剤による自他覚症状等が認められないもの	① 作業条件の調査 その他医師の必要と認める調査 ② 作業環境検討 ③ 作業管理検討

	B2	有機溶剤による暴露が高度に認められ、使用溶剤による高度の自覚症状等が認められるもの	上記 B1 の措置とあわせ専門医による精密検査
	C	健康診断に異常が認められ治療が必要と考えられるので、使用溶剤による中毒と確実に診断されるもの	要治療 特定の有機溶剤による中毒で業務上疾病とされるためには、昭和 51 年 1 月 30 日、基発第 122 号「脂肪族化合物、脂環式化合物、芳香族化合物（芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体を除く）又は複素環式化合物のうち有機溶剤として用いられる物質による疾病の認定基準について」の要件を満たしていることが必要です。
	T	(1) 健診結果に異常が認められるがその異常が使用溶剤以外の原因（主として私病と考えられるもの）による場合で治療を要しないもの (2) 健診結果に異常が認められるが、使用溶剤によるものではない場合で、治療を要するもの	要注意 要観察 要治療 専門医の診断を要するものは要精検とする場合がある
	R	健診結果に使用溶剤によるものではない異常が認められ、現在の作業を継続することにより増悪のおそれがあるもの	作業時間の制限等 要配置転換

## (5) 事後措置

- ア、表 4 の措置欄に基づいてすすめ、管理 C、管理 T または、管理 R で治療を要すると判定された人は放置することなく病院等医療機関で受診して治療を受けるようにして下さい。
- イ、管理 C の判定を受けた人が業務上疾病として労災保険の給付を受ける場合は、労働基準監督署に請求手続きが必要です。また、その場合、「業務上の認定基準」が通達されているものについては、その通達に示された基準を満たしていることが必要です。（管理区分 C 参照）
- ウ、管理 B が多い場合、管理 C がある場合は、健診結果参考とし、作業方法、作業環境を見直し、全体換気、局所排気、保護具、環境測定等を検討し、作業環境改善や保護具の改善をはかって下さい。